

GGつうしん 6月号 Vol.50

■地域で頑張る自治会の取り組みをご紹介します

浜北区中瀬5区自治会では、「資源の日」「不燃の日」「特定品目の日」に、朝6時30分から8時30分までの間、環境美化推進員を中心に地域住民が一体となって正しい分別指導を行っています。また、ごみの減量・リサイクルのため、資源物回収保管庫を使用し、積極的に段ボールや雑誌、雑がみ、アルミなども回収しています。



取材させていただいた日は、「資源の日」です



多くの住民のみなさんが、ごみ出しに来ていました

環境美化推進員のみなさんの声

- 雨の日など活動が大変な時もありますが、集積所で地域住民と顔を合わせることで、ごみ減量の啓発や正しい分別指導ができ、地域住民とのコミュニケーションが深まっています。
- 長年の活動の成果により、以前よりも分別がスムーズになり、ごみに対する意識が変わってきていると感じています。
- 今後も地域一体となって活動の大切さを理解・共有し、引き継いでいけたらよいと考えています。

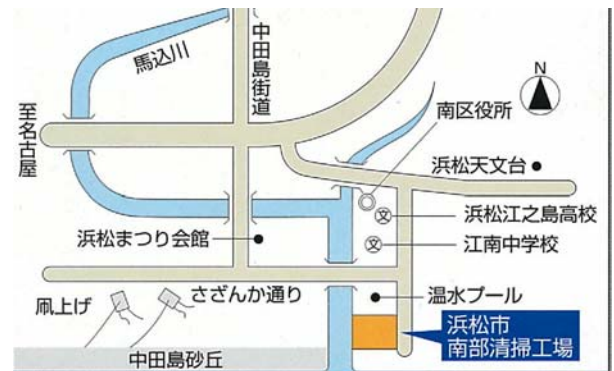


中瀬5区自治会の環境美化推進員のみなさん
(左から石田さん、土田さん、大城さん)

中瀬5区自治会のみなさま、取材へのご協力ありがとうございました！

■ 浜松市のごみ処理施設について

浜松市は2つの清掃工場でごみの焼却を行っています。今月はそのうちの1つである「南部清掃工場」についてご紹介します。



(所在地) 南区江之島町1715番地
(電話番号) 053-425-3680

昭和56年の竣工以降、2度の改修工事を実施し、現在も現役で稼働しています。南区周辺だけではなく、浜北区や天竜区の各家庭から出る「もえるごみ」も、南部清掃工場に搬入されています。

もえるごみの処理について



ピットに投入されたもえるごみは、クレーンで攪拌・焼却炉へ投入されます。ただ単に焼却するだけではなく、焼却によって発生する熱は「サーマルリサイクル」されています。回収された熱によりボイラで蒸気を発生させ、タービン発電機を蒸気で駆動して電気を生み出しており、これを工場内で使用したり電力会社に売却し、市の収入となっています。

ごみ減量に対する取り組みについて

使用済小型家電・インクカートリッジ・てんぷら油(廃食用油)の回収をしています。

また、みどりのリサイクルも行っていますので、家庭から出る落ち葉・草花・枝(長さ1m、太さ15cmまで)を、ひもで束ねるか袋に入れてお持ち込みください。

回収されたものは各事業者により再資源化等され、ごみ減量に繋がりますので、是非ご協力をお願いいたします。

みどりのリサイクル《受入れ時間》

○月～金曜日 8:30～16:00 ○日曜日 13:00～16:00
※ゴールデンウィーク、年末年始はお問合せ下さい



■資源物集団回収について

新年度を迎え、自治会、子供会、学校PTAなどで、新しい役員さんを中心に資源物集団回収の取り組みを開始されています。私たちの家庭から出るごみの中には、分別すれば再資源化できるものが含まれている場合があります。

市ではごみ減量・リサイクルの推進のため、団体の皆さんが行う資源物集団回収の実績に応じて協力金を交付しています。

各品目別の協力金一覧

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ○紙類【1kgあたり5.5円】 | ○古着類【1kgあたり7円】 |
| ○アルミ缶【1kgあたり5.5円】 | ○リターナブルびん【1本あたり5.5円】 |

要CHECK



ぜひ集団回収にご活用ください！！

最近では活動回数の減少、民間の回収拠点増設などにより、集団回収量は年々減少しています。市では集団回収の活性化のため、自治会を対象に「資源物回収保管庫」を無償貸与しています。保管庫には、物置タイプ、ボックスタイプの2種類があります。

貸与につきましては、5月初旬に市内全自治会に案内をしております。活用を検討されましたら、ごみ減量推進課（053-453-6192）までお問合せください。

物置タイプ



ボックスタイプ



保管庫の設置によりこんなメリットが…

- 時間帯を気にせずに出すことができる！
- 雨が降っても問題なく保管できる！
- 地域での資源物回収量 UP → 協力金により地域の活動資金 UP → 市全体のリサイクル率 UP

■悪質な不用品回収業者に注意して下さい

最近、「ご家庭の不用品を無料で回収します。」とスピーカー等で宣伝しながら、トラックで廃家電や金属類を回収する業者や、「不用品を無料で回収します。」とチラシ等で宣伝して、空き地等で廃家電や金属類を回収する業者がいます。

このような業者に、無料と思って不用品の回収を依頼したところ、後で料金を請求される等のトラブルが、市内を含め全国的に発生しています。

トラブルの例をご紹介します。。。



- トラックに不用品を積んだ後になって、料金を請求された
- 無料回収と表示した空き地に持っていったが、特定の物は有料だった
- 回収された不用品が不法投棄されていた

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）では、不用品を回収する場合には、廃棄物収集運搬業許可が必要とされており、適正な処理のために処理料金がかかるのが一般的です。また、この廃棄物処理法では、廃棄物を出す側にも廃棄物を適正に処理することが求められています。無料で不用品を回収してくれるからと思って依頼すると、悪質なトラブルとなるかもしれません。



《環境省ホームページより引用》

不適正な廃棄物処理を防止するため、家庭ごみの場合は市のごみの出し方を、事業系ごみの場合は廃棄物処理法を守りましょう！

■平成28年4月分の家庭系もえるごみ速報値をお知らせします。

家庭系もえるごみ **11,467トン(Δ376トン)**

平成28年4月からの1人1日当たり平均 **485グラム** **新目標435グラム!**



■家庭系もえるごみ月別推移

(単位:トン)

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
28年度	11,606												
27年度	11,982	12,058	12,555	12,273	11,505	11,760	11,607	11,090	12,248	10,983	10,031	11,469	139,561
前年度比	Δ 376												